

土地改良施設（ダム・ため池）
個別施設計画

令和3年2月

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課

目次

第1章	概要	1
	(1) 対象施設の概要	
	(2) 対象施設の設定	
	(3) 対象施設の種類	
	(4) 対象施設の現状	
	(5) 計画期間	
第2章	優先順位の考え方	3
	(1) 施設全体の健全度評価の指標	
	(2) 優先度の設定	
第3章	個別施設の状態	4
	(1) ダム	
	(2) ため池	
第4章	対策の内容等	5
	(1) 対策の内容	
	(2) 対策費用の概算	

第1章 概要

(1) 施設の概要

土地改良法第2条第2項に規定する土地改良施設のうち、次に掲げる基幹的農業水利施設を対象とする。

(2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、「福岡県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」（令和2年3月時点。以下「実施方針」という。）に記載がある施設のうち、県営造成施設で用水受益面積が100ha以上あり、施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれがある、防災上重要な10施設とする。

なお、対象施設は別添の個別施設整理表のとおり。

○農林事務所別の施設数

種類	福岡	朝倉	八幡	飯塚	筑後	行橋	合計
ダム	1	0	0	3	1	2	7
ため池	1	0	0	0	1	1	3
合計	2	0	0	3	2	3	10

本計画策定後に新たに実施方針に位置付けられた施設については、既に計画に位置付けられている施設の取扱いとの整合性に留意の上、適宜現行計画又は次期計画の対象施設として位置づけるものとする。

(3) 対象施設の種類

①ダム

ダムとは、河川法第44条第1項に基づく河川許可工作物若しくは「土地改良事業計画設計基準 設計『ダム』」（農林水産省）に基づき又はこれに準じて造成された堤高15m以上の堰堤であって、且つ、土地改良法に基づく管理規程によって管理・監視されるもの。（防災ダムを含む）

②ため池

ため池とは、堰堤を築造又は地盤を掘削して、流水や天水などを農業用水として貯留するものであって、上記ダムを除くもの。



[ダム]



[ため池]

(4) 対象施設の現状

土地改良施設（ダム・ため池）のうち基幹的農業水利施設については、昭和20年代頃から急速に整備が進められ、整備後40年以上経過する施設が全体の70%となっていることから、今後ますます施設の老朽化が進行する状況にある。

(5) 計画期間

令和2年度から令和8年度までの7年間とする。

なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

第2章 優先順位の考え方

将来にわたって土地改良施設を安全に利用していくため、①計画の作成・②点検・③健全度評価・④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、対策の優先順位を設定の上、予防的な維持・補修を行っていくこととする。

優先順位の設定に当たっては、点検による土地改良施設の機能診断結果に基づいて、修繕・補修の程度に応じた変状等のレベルを評価するとともに、保全対象の施設・位置に応じた保全対象の重要度を総合的に判断した健全度評価に基づき、優先順位を決定する。

(1) 施設の健全度評価の指標

「農業水利施設の機能保全の手引き」(農林水産省)に基づく機能診断調査の結果に基づき、施設の種類や構造のほか施設の立地条件等を踏まえ、各工種における健全度評価を行い、様々な要因を含め健全度の総合評価を行う。

施設の健全度指標

健全度 (ランク)	施設の状態		対応する 対策の目安
	土木施設	施設機械設備	
S-1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態 近い将来に施設機能が失われる、または著しく低下するリスクが高い状態 補強では経済的な対応が困難で、施設の更新が必要な状態 	<ul style="list-style-type: none"> 設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態 近い将来に設備の機能が失われるリスクが高い状態 本来的機能及び社会的機能における性能が総合的に著しく低下している状態 	更新 (更新)
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	補強・補修 (至急劣化対策)
S-3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくと機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	補修・補強 (劣化対策)
S-4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態	要観察 (継続監視)
S-5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	対策不要 (対策不要)

(2) 優先度の設定

対策の優先度は、施設の健全度がそのまま優先度の判断材料となる。

第3章 個別施設の状態

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の健全度については、以下のとおりである。

(1) ダム

	S-1 更新 (更新)	S-2 補強・補修 (至急劣化対策)	S-3 補修・補強 (劣化対策)	S-4 要観察 (継続監視)	S-5 対策不要 (対策不要)	合計
福 岡		1				1
朝 倉						0
八 幡						0
飯 塚	1		1	1		3
筑 後		1				1
行 橋	1	1				2
合 計	2	3	1	1	0	7

(2) ため池

	S-1 更新 (更新)	S-2 補強・補修 (至急劣化対策)	S-3 補修・補強 (劣化対策)	S-4 要観察 (継続監視)	S-5 対策不要 (対策不要)	合計
福 岡			1			1
朝 倉						0
八 幡						0
飯 塚						0
筑 後		1				1
行 橋		1				1
合 計	0	2	1	0	0	3

第4章 対策の内容等

(1) 対策の内容

対策が必要な施設（健全度：S-1～S-3）はダム6施設、ため池3施設である。

主な対策としては、土木構造物ではひび割れや剥落の変状に対して、施設機械設備では施設機能の低下や腐食等の変状に対して、補修や機能強化・更新を実施する。

対策が必要な施設数

種類	福岡	朝倉	八幡	飯塚	筑後	行橋	合計
ダム	1	0	0	2	1	2	6
ため池	1	0	0	0	1	1	3

(2) 対策費用の概算

対策費用の概算は下表のとおり。

(費用：百万円)

種類	実施期間	
	R2～R8	
	施設数	費用
ダム	6	1,579
ため池	3	51
合計	9	1,630

※実際の予算や事業費等とは異なる。また、計画期間内の対策の予定は本表のとおりだが、進捗状況等により計画の見直しを行う。

土地改良施設 個別施設整理表(計画期間 令和2～8年度)

(凡例) 対策済:◎、機能診断:○、対策工事:●

番号	農林	種類	施設名	管理主体	造成年度	機能診断	機能保全計画策定	区分	健全度	代表健全度※	機能保全計画策定後の対策実施状況		対策時期								備考			
											地区名	実施年度	2019年度迄に1回目対策済	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)				
1	福岡	ダム	古賀ダム	古賀市	S55	H25	H25	土木構造物	S-3	S-2	古賀ダム	H27～H29	◎				○		●					
								施設機械設備	S-2 ～ S-5				◎				○							
2	飯塚	ダム	切畑ダム	飯塚市	S50	H26	H26	土木構造物	S-3	S-3													R8以降対策	
								施設機械設備	S-3				●										●	
3	飯塚	ダム	呉ダム	呉土地改良区	S45	H25	H25	土木構造物	S-4	S-1						●								
								施設機械設備	S-1 ～ S-4						●									
4	飯塚	ダム	福地山池	福地山池水利組合	S28	H25	H25	土木構造物	S-4	S-4						○							R8以降対策	
								施設機械設備							○									R8以降対策
5	筑後	ダム	広川ダム	広川町	S33	H28	H28	土木構造物	S-3 ～ S-4	S-2			●	●	●								○	
								施設機械設備	S-2 ～ S-4				●	●	●				●			○		
6	行橋	ダム	山口ダム	苅田町	H8	H26	H26	土木構造物	S-4	S-2	山口	H28～R2				●		○						
								施設機械設備	S-2 ～ S-4						●		●		○					
7	行橋	ダム	小川ダム	築上町	H4	H30	H30	土木構造物	S-3 ～ S-5	S-1						●								
								施設機械設備	S-1 ～ S-4						●	●	●	●						
8	福岡	ため池	雷山大溜池	前原土地改良区	S19	H22	H22	土木構造物	S-3 ～ S-4	S-3	雷山大溜池	H24～H25	◎		○									R8以降対策
								施設機械設備	S-3 ～ S-4				◎		○	●	●							
9	筑後	ため池	花宗ため池	花宗用水組合	S51	H26	H26	土木構造物	S-3	S-2							○						R8以降対策	
								施設機械設備	S-2 ～ S-3				●			○								
10	行橋	ため池	御清水池	御清水土地改良区	S43	H25	H25	土木構造物	S-2 ～ S-4	S-2						○	●	●						
								施設機械設備	S-4						○					●				

(注)代表健全度は、土木構造物及び施設機械設備の健全度において、一番低い健全度を代表健全度としている。